

会 議 録

会 議 名	令和6年度第2回野田市公契約審議会
議題及び議題ごとの公開又は非公開の別	(1) 令和5年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）について (2) 令和7年度の工事請負契約に係る最低額について (3) 令和7年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について
日 時	令和7年2月12日（水）午後4時00分から午後6時10分まで
場 所	市役所低層棟4階 委員会室
出席委員氏名	早川 康平、島村 修二、平岡 将征、森田 耕介、岡田 寿幸、原 崇人
事 務 局	今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部長）、渡邊 宏治（総務部参事兼管財課長）、平出 知之（管財課長補佐）、小島 繁樹（管財課契約係長）
傍 聴 者	3人
議 事	
<p>令和6年度第2回野田市公契約審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 開会</p> <p>管財課長補佐 本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、これより令和6年度第1回野田市公契約審議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、本日の会議には3名から傍聴の申込みがありました。本審議会については原則「公開」としておりますので傍聴者にはあらかじめ入室していただいております。また、会議途中でも傍聴の希望があった場合には、入室いただくこととなりますので御了承願います。</p> <p>なお、会議の傍聴を認めることを市民に周知するため、市ホームページに開催のお知らせを掲載しております。</p> <p>また、会議を公開することに伴いまして、会議資料、委員名簿、会議録につきましては、市ホームページ及び行政資料コーナーにて公表させていただきますのであらかじめ御了承ください。</p> <p>次に、委員の出席状況について 御報告いたします。本日の会議につきましては、委員6名全員に出席していただいておりますので、野田市公契約条例第14条の6第2項の規定により会議は成立しております。</p> <p>また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議に先立ち、副市長より御挨拶申し上げます。</p> <p>副市長 本日は、御出席いただきありがとうございます。本日の議題については、令和7年度の公契約条例最低額について、市の案を示させていただきますので、忌たんの</p>	

ない御意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

管財課長補佐 それでは、野田市公契約条例第14条の6第1項により、会長が議長となると規定されておりますので、今後の議事の進行を原会長にお願ひいたします。

2 議事

(1) 令和5年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

議長 それでは、議事に入ります。議事1「令和5年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）」、事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

A委員 資料12ページ目の立入り調査の聞き取り結果について、「掲示又は配布」と「最低額の認識」は去年は、「いいえ」で回答された方が0人でしたが、今回は4人に増えてしまっています。去年とは違う事業所の聞き取りなのか、又は去年と同じ事業所が周知不足となってしまっているのか教えてください。

契約係長 去年とは違う事業者でございます。市外事業者が掲示物の設置を行っていなかったことから、今後は市外業者には特に注意をするよう依頼してまいります。

A委員 周知については、引き続き指導をお願いします。労働の対価として賃金をもらっているということを認識してもらうことは重要なことであり、最終的には公契約条例の意義にもつながってくることなので、引き続き周知徹底をするようお願いいたします。

また、別の質問ですが、資料13ページ目、賃金条項型の公契約条例の制定状況について、4つの自治体が増えて良い傾向ですが、これらの自治体が条例を制定するに至った経緯がわかれば教えてください。今後、公契約条例を広げていく上でのヒントになればと思い質問します。

管財課長 新たに条例を制定した自治体との接触はしておりませんので、今後、お話を伺い連携がとれるようであれば、連携していきたいと考えております。

A委員 引き続き連携をとることに重点を置き、新たに制定した自治体ともコミュニケーションをとっていただければと思います。

B委員 要望となりますが、普通作業員の聞き取りについて、人数を大幅に増やしていただいておりますが、本人が自署する確認書について見せていただきたいことと、ほかの自治体との連携について現在の状況を教えてください。

管財課長 様式については、後日お示しいたします。ほかの自治体との連携については、連携の必要性を感じていると思われる近隣の我孫子市、越谷市、草加市を訪問しました。各市ともに課題を抱えており、今後も訪問を重ね、一堂に会して会合を開ければと考えております。

C委員 資料4ページの賃金の支払状況について、85%以上90%未満が令和4年度と比較すると、およそ15%上昇しており、90%以上100%未満が令和4年度と比較すると、およそ15%低下しております。この15%というのは、90%以上であったものが90%未満になってしまったという理解でよろしいかと思いますが、賃金が下がった原因を把握されていれば教えてください。

管財課長 同一の労働者の比較ではないため、必ずしも賃金が低下しているものではないと考えております。

D委員 今回の回答の補足となりますが、賃金がそもそも上昇しておりますので、想像以上の上がり幅であれば、パーセンテージも変わってくるものと思います。

C委員 公共工事設計労務単価が上がっているから、据置きであれば下がるという可能性もあるということですね。

次に、資料13ページの複数年にまたがる契約及び指定管理協定の対応状況について確認なのですが、令和5年度までは、法定最低賃金に逆転されるおそれがある場合に改定し、令和6年度からは、定められた最低額に改定するという運用になったということよろしいでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

C委員 最低賃金を下回ることはないということですね。令和6年度からの運用の見直しについて、事業者にお問い合わせしたところ、一定数は了承いただき、一定数は了承いただけなかったということですが、了承をいただけなかった事業者についても、賃金が最低額以上支払われているか確認をしているのですよね。

管財課長 当初の契約で定めている最低額以上であるか確認しております。

C委員 その上で、更新された最低額との比較はされていますか。

契約係長 比較は行っておりませんが、最新の最低額と実際に支払われた賃金の比較はできるため、運用の見直しに了承をいただけなかった事業者について後日、確認した上で御報告することよろしいでしょうか。

C委員 後日で結構です。契約の見直しについては了承いただけたとしても、実際に支払われた賃金が最新の最低額を上回っているかどうか確認をお願いします。

(2) 令和7年度の工事請負契約に係る最低額について

議長 続きまして、議事2「令和7年度の工事請負契約に係る最低額について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。また、事務局に確認なのですが、公共工事設計労務単価の85%から86%に引き上げることについて、審議会で意見を求めるということによろしいですか。それとも結論を出すということでしょうか。

副市長 結論を出していただきたいと考えております。

D委員 賃金を上げていかなければならないというのは、説明のとおり大切なことだと思います。実際、どの業界においても上がっている状況ですし、協力会社への支払も上がっている状況です。

また、物価上昇という観点においても今でも影響を受けております。例えば、生コンについて4月に4,000円ほど値上がりすると情報が入り、約2倍弱上昇することになります。

今回、最低額を公共工事設計労務単価の85%から86%に引き上げる提案がありました。最低賃金や公共工事設計労務単価が年々上昇しており、当然、支払も増えております。その上、公契約条例でもパーセンテージが上昇しては、事業者は非常に苦しくなるため、再考していただきたいと思っております。

B委員 私が、以前から会議の中で、1%でも引き上げていただきたいことを要望し続けており、今回、引き上げる提案をしていただいたことは有り難く思っております。

実際、D委員のおっしゃるように事業者としては厳しいことであると思っております。私は、労働者の立場をする立場にありますが、従業員が定着しない状況で、多くの方が入れ替わっているような状況です。仕事を辞める方にお話を聞くと賃金の金額のことで辞める方が多いと感じております。労働者の暮らしも物価高騰で厳しいことも考慮して私としては、1%でも引き上げていただきたいと意見させていただきます。

C委員 公共工事設計労務単価の何%にするかという議論ですが、公共工事設計労務単価の推移の資料はありますか。

契約係長 公共工事設計労務単価の推移は、資料の中にありませんが、公契約条例の最低額の推移は資料42ページと43ページに掲載しております。この金額は、公共工事設計労務単価が日額のため、8時間で割って85%を乗じた金額です。

C委員 令和7年度の公共工事設計労務単価の金額はわかりますか。

契約係長 本日確認したところ、まだ公表されておりました。

C委員 公共工事設計労務単価は、職種ごとの単価が出ているということでしょうか。

契約係長 そのとおりでございます。

C委員 この表の金額が公共工事設計労務単価の85%ということでしょうか。

契約係長 そのとおりでございます。

C委員 そうしますと、基準となる公共工事設計労務単価も当然上がっているということでしょうか。今回は、そこにプラスして85%から86%に引き上げるということでしょうか。

契約係長 そのとおりでございます。

C委員 もう一つ質問なのですが、資料25ページの条例適用工事に限った手当の支給状況の表について、令和5年度は条例適用工事が26件で、労働者数が410人で、事業者数が133者で、このうち手当の支給があったのは、8件で、労働者数が46人で、事業者数が13者ということでしょうか。

契約係長 そのとおりでございます。

C委員 市の発注工事では、平均で486円追加で支給したということで、ほかの民間工事に従事している方とは、これほど差が出たということでしょうか。

契約係長 この表は、公契約条例適用現場に従事した労働者の中で、会社の給与規則どおりの賃金支払では、公契約条例の最低額以上とはならない方に対して、条例をクリアするために追加的に手当を支払っていただいたものでございます。

C委員 同じ会社でも公契約条例適用工事で働く方と、違う現場で働く方で給与が変わるということだと思いますが、そこから不平などは出ていないのでしょうか。

契約係長 事業者には、負担となってしまうっておりますが、公契約条例適用工事ということで、条例を遵守する旨の誓約書を提出いただいた上での入札となりますので、御理解を頂き追加的に支払をしていただいております。

副市長 業務委託も同様ですが、公契約条例以外の民間の事業も同水準にするとすると、事業者の負担が相当重くなり、そこまでは対応できないということで、手当の支給という形でやらざるを得ないという会社もあります。

今回、市の方で86%の引上げについて提案させていただいたのは、85%にしてから相当の期間が経過して、86%以上の支払の割合が8割を超えていますので、事業者の苦しい状況は承知しておりますが、提案させていただきました。

また、ほかの自治体と比較すると、ほかの自治体が全ての労働者を確認していないということもあると思いますが、ほとんどの自治体が90%を基準としております。野田市は全ての労働者を確認しており、それをやめるということは、労働者のためにならないのでできませんが、元々、公契約条例は建設業に携わる方の後継者不足ということから始まっております。1%でも引き上げて賃金面において労働者の流出を止めるべく、事業者の皆様には非常に厳しいと思いますが、御理解いただければということで提案させていただいております。

D委員 資料24ページの公共工事設計労務単価に対する賃金の割合の推移について、86%以上の支払が令和5年度は75.61%と最も低く、これも8割を超していかなければならないと説明がありましたが、見方、考え方によっては、変わってくると思います。例えば、現在の85%が適正であれば、86%以上の支払の割合は下がってくるものと思います。適正なパーセンテージの設定は難しいと思いますが、割合が下がったということは、今の85%に近づいており、85%が適正であるという考えができるのではないかと思います。

E委員 資料25ページの条例適用工事に限った手当の支給状況について、8件の工事において、追加で手当を支給したということですが、残りの18件については、手当の支給がなくても85%以上の支払がされているということでしょうか。

契約係長 そのとおりでございます。会社の給与規定どおりの基本給、対象となる手当、賞与を含めて計算を行い、最低額以上の支払ができているということでございます。

E委員 8件の工事について市内業者、市外業者の内訳はどのようになっているのでしょうか。

契約係長 8件の工事で延べ13業者が該当しておりますが、市内業者が延べ8者、市外業者が延べ5者となっております。

E委員 市外の業者は、野田市の公契約条例を理解しておられるのかということで質問しました。事業者は苦しい中でも公共工事設計労務単価の85%の支払を頑張っている、更に公共工事設計労務単価は年々上昇しており、そこに1%上乘せするという事は、厳しいものと思われれます。今の円安の状況も考慮するとより難しいことと思われれます。

B委員 元請としての考えは十分理解できます。建設業の労働者の賃金向上は、担い手確保にもつながるということで、決して無視してはいけないことです。先ほど議論がありました、公契約現場とほかの現場の比較についてですが、末端の労働者に対して

公共工事設計労務単価が支払われているかアンケートを採ると、実際には足りていないという状態になっているので、きちんと支払われているということでの比較であればわかりますが、実際そうではないので、そのような比較はいかがなものかと思えます。

繰り返しになりますが、元請としては支出が増えて厳しいという状況は確かなことで大変であると思いますが、労働者側としても、これだけ物価が上昇しているということもありますので、生活をしていく上で必要な賃金が確保されていないと、建設業から離れてしまう現実があります。先ほども申しましたが、組合を脱退される方は若い方が多く、別の業界に移られる方が多いため、担い手確保のためにも、引上げを検討していただきたいと思えます。

D委員 労働者が辞めていくということに関しては、事業者としても残念なことです。当たり前なことでもあります。野田市内の建設業者と話をすると、新卒は何年も入ってきていないと聞いております。このような状況のため中途でも取り合いになっております。B委員のおっしゃるように、若い労働者の定着率がよくないという状況です。その理由は、賃金ということもあるかもしれませんが、それ以外にも夏場や冬場の屋外での作業が厳しいということで半年で辞めていった方もいました。現場の職人と話をすると、夏場はミスト付きの扇風機を導入してもらいたいといった要望や、日陰ができるテントを設置してもらいたいといった作業現場の労働環境改善の意見が多いです。このため、建設業界では労働環境の向上にも努めている状況です。

繰り返しとなりますが、賃金は年々上昇しており、更に更になるとかなり厳しくなってきました。先ほど、ほかの自治体の状況も聞きましたが、90%を採用している自治体が多く、よく高い設定ができていますなどと思えました。事業者は、競争入札により仕事を獲得しており、90%まで上げてしまいますと、遊びの幅がなくなり、総合評価方式では金額の面だけではありませんが、ほかの入札では金額による競争となるため、労務費の部分で競争できなくなると、削減できるところがなくなってしまい入札参加が難しくなってしまうという考えもあり、再考していただくようお願いいたします。

C委員 資料28ページのまとめのところ、86%に引き上げる理由は、事業者における実質賃金の上昇と人員確保の両面を後押しするということですが、人員確保と適用率86%にすることの関係性がよくわかりません。事業者側から見ると、労働環境の面においても、賃金の面においても、各事業者の努力だと思えます。飽くまでも最低額を定めているわけなので、実際に募集をかけるときは、もっと高い賃金を提示して募集をかけるので、86%に引き上げることと人員確保を後押しすることの関連とはどのようなことなのでしょう。労働者のために最低額を高くするということは、よくわかりますが、事業者のためにもなっているということが、よく理解できておりません。

管財課長 労働者に賃金が行き渡るということが大事なことで、公契約条例により実現できるものと思っております。賃金が行き渡ることによって、人材の流出を抑制でき、

人員確保につながるものという考えでございます。

A委員 賃金が高いということは、人材の確保や採用の面では大きく影響が出ます。ただ、定着や離職率といった部分については労働環境が影響してきます。このため、ほかの業界やほかの地域に人員が流れないようにするには賃金が大きな部分を占めますので、実質賃金のことや人材の確保ということを考慮すると86%に引上げをお願いしたいと思います。

D委員 弊社の大卒で新卒の給与は、去年は24万円で決して低くはないと思いますが、大手ゼネコンは27万円に上げたため、大手ゼネコン並みに上げるしかないと考え、27万円に上げました。それでも応募はありませんでした。今は、大手ゼネコンは30万円で、先日中堅ゼネコンと話をしたところ、そこまでは上げられないということで、中堅ゼネコンは28万円という状況でした。野田市内の事業者にも状況を伺ったところ、弊社は高い水準でありましたが、それでも応募がないような状況です。例えば50万円であれば、応募があると思いますが、それは非現実的な話だと思います。事業者としては、賃金面だけではなく、労働環境面にも努力をしているということをご理解いただけると有り難いです。

F委員 建設業界のことは詳しくないのですが、資料25ページの条例適用工事に限った手当の支給状況について、年々、支給額が多くなっており、手当で調整しなければならないということが気になります。公共工事設計労務単価は、毎年上昇している中で、基本給の部分上げるのが難しいため手当で調整していることと思われ、今後も更に上昇していくのではないかと予測されます。

条例が適用される工事と民間の工事で、これだけ差が出てくると経営者側としては、従業員間の不公平感があり懸念します。

仮に85%のまま据え置いたとしても、公共工事設計労務単価が上昇するのであれば、公契約条例の最低額は今年度よりは高くなるため、更に1%引き上げるタイミングは今ではないと私は感じております。

議長 先ほどから委員の皆様意見を伺ったところ、本日の審議会では結論を出すことが難しいと思われまます。事務局としては、継続審議とすることよろしいでしょうか。

副市長 公契約条例は、労働者の権利を守ることが大前提ですが、同時に中小事業者を圧迫しない範囲で運用していくことを基本としております。そのバランスをとることが、現在、ますます難しくなっております。

当初、事務局は85%で据え置きたいという案を提示してきましたが、長い期間85%であったため、四捨五入すると86%になるため、一旦86%とする案で議論していただくよう指示をいたしました。今のタイミングで86%に上げることは、関税の影響で輸入品が高くなっていくことが予測されることもあり、厳しい状況であると認識しております。

本日は、率直な御意見を頂きたいということで御審議いただいた結果、議長からも

ありましたように、結論を出すことが難しい状況であります。ただ、7年度の方針は決めなければならないため、7年度は85%のままとして、8年度に向けては1%でも引き上げていくことで検討していくこととさせていただきたいと思います。

議長 今の副市長の御発言について、御意見があればお願いします。

D委員 建設業界としても、現場は労働者がいなければ成り立たないため、引き続き、労働者を守るために労働環境の一つとして賃金のことに関しましても上げていけるよう努力してまいります。8年度に向けては、今後、様々な数値的なものも変わり見えてくるものもあると思いますので、改めて意見を交わさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。

副市長 本来であれば、もっと早く開催したかったため、来年度はもっと早い段階で開催して議論を尽くしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

A委員 次回、85%を継続するか、86%に引き上げるかの判断のポイントについて整理させていただけますか。例えば、公共工事設計労務単価に対する賃金の割合の推移なのか、人材の流出なのか、市としては、どこにポイントを置いているのか教えてください。

副市長 実質賃金が下がっている中で、市として86%に上げたいというのは、下請業者になるほど賃金が上がりにくいということもあって、公契約条例を適用すれば、その部分については賃金が確保されますので、元請が下請に反映していただくのが一番よいと思っております。市として一番心配していることは、下請業者やその労働者は、発言力が弱いため、その部分を元請がフォローしていただくことが公契約条例の役割だと思っておりますので、そこを一番重視しております。

A委員 数値化やデータ化は難しいと思いますが、できる限り判断しやすい指標があれば有り難いのでよろしくお願いします。

副市長 今回の資料にもある賃金構造統計調査については、余り公契約条例にはなじまないもので、公契約条例を策定するときにも、指標にできないか検討しましたが、用いることが難しいとわかりました。そのため、どのように実態を把握すればよいか非常に難しく、当初は建設業界の方に個別にお話を伺い、実態をお聞きした上で80%に決めさせていただきました。そのため、数値的なものというよりは、労働者、事業者双方からヒアリングした上で判断していければよいと思っておりますので、ヒアリングについては重点を置きたいと考えております。

(3) 令和7年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低額について

議長 続きまして、議事3「令和7年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る最低

額について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

<管財課長から説明>

議長 御意見、御質問等がありましたらお願いします。

C委員 令和7年度に看護師と店長は逆転するということで、店長にいたっては6年度にも学芸員と逆転しています。店長は据え置かれていることもあり、どんどん下がってきてしまっていますが、このことについて事務局はどのように考えていますか。

管財課長 店長については、ハローワーク求人賃金の下限を参考として、実態に即した形としております。今回、看護師、機能訓練指導員のハローワーク求人賃金の下限は1,237円ということで、6年度の公契約条例最低額1,225円の方が下回っておりましたので、54円増額する見直しを行いました。

御指摘いただいた店長につきましては、ハローワーク求人賃金の下限が1,250円より低く、当初の設定が高いということもございまして、据置きという形をとっております。

学芸員、生活相談員等につきましては、生活相談員のハローワーク求人賃金の下限は1,237円で、6年度の公契約条例最低額1,278円ということで最低額の方が高かったということで据置きとさせていただきました。

看護師、機能訓練指導員のうち、看護師につきましては、1,583円がハローワーク求人賃金の下限となっておりますので、更に増額してもよいのではないかと考えております。

C委員 賃金というものは時代とともに需要と供給の関係もあって、ずっと同じ職種が同じ賃金体系であることはないはずなので、そういった面では、ハローワーク求人賃金は市況を反映したもので、それを参考として据え置くものは据え置いたという考えでよろしいでしょうか。

管財課長 そのとおりでございます。

副市長 店長は、農産物直売所で複数人が日替わりで勤務しており、実質的な店長としての責任の職種とはやや異なります。ハローワークの店長についても、責任の度合いに違いがあり、この平均を参考にすることの妥当性についても考えなければならぬと思っております。

C委員 市が発注している店長とは具体的にどのような仕事をされているのですか。

管財課長 農産物直売所で、販売員への指示出しや販売員と同様に接客も行っております。先ほど、副市長が申しましたように、複数人がローテーションを組んでおり、一般的な店長はマネジメント全般を行うものと考えられますが、農産物直売所では分担して業務に当たっております。

C委員 店長については、業務の内容に見合った区分に変更することも考えなければならぬと思います。

E委員 石破総理大臣が2020年代に、最低賃金を1,500円していくことを目標にしており、毎年およそ5%上昇させていくことが想定されます。指定管理協定は、5年間のものが多いと思いますが、人件費について想定より多く上昇した場合は、毎年不足分について契約の見直しを行っているのでしょうか。

管財課長 公契約条例の最低額が上がることにより、当初の積算から人件費に不足が生じることがありますので、差額については補填する形で契約変更を行っております。

副市長 最低賃金は安倍政権の頃から上昇しており、最低賃金と公契約条例の最低額が逆転されるおそれが生じたため、そのような場合は、最低賃金より高い公契約条例の最低額に改定し、不足する人件費について補填するということは以前より行っておりましたが、令和6年度からは、全ての職種において改定することとしました。公契約条例制定時は、デフレでありましたので、事業者にとっても長期間、安定して業務を行うことがよいということで、人件費について5年間の平均を計上しておけば毎年変更しなくても対応できておりましたが、最低賃金の急激な上昇により見直しを行った経緯があります。

2020年代に最低賃金を1,500円にすることについては、それに伴い事業者に対して国が支援することが必要であると考えておりますし、市におきましても会計年度任用職員や若手職員の給与が人事院勧告により上がっておりますので、国の動向を注視しております。

公契約条例制定のときもそうでしたが、国が動かなければ解決しないため、仲間を増やして国に働きかけるということが重要なことではないかと考えております。

E委員 人件費に不足が発生したときには、不足金額を補填するのか、それとも上昇

率を契約の中に盛り込むのか、どちらなのでしょうか。

管財課長 元々積算していた金額と改定した公契約条例の最低額の差額を補填しております。

E委員 最低賃金が公契約条例の最低額より高くなったときの対応について教えてください。

契約係長 令和5年度までは、契約初年度の最低額を継続しており、最低賃金の上昇により、逆転するおそれが生じた場合には、逆転されないように最低賃金の上昇率を最低額に乗じて、最低額を改定する運用としておりましたので、最低賃金と最低額が逆転するという現象は起こらないようにしておりました。令和6年度からは、全職種において、野田市が毎年度定める最新の最低額を適用することとしたため、令和6年度以降も最低賃金に逆転されるという現象は起こりえないと考えております。

E委員 現在、1,076円が最低賃金であるので、それを上回る最低額を設定しているということで、その金額で5年先まで契約することとなった場合に、野田市の最低額が仮に1,100円であれば24円差額があり、翌年、最低賃金が増えれば、最低賃金よりは上の金額であっても、差額は縮まると思います。こういった場合に、24円上乗せするのか、それとも逆転して最低賃金に並ぶような形にするのか教えてください。

副市長 指定管理協定について、指定開始年度により同じ職種であっても最低額が異なる状況であったため、令和6年度からは、毎年度改定する最低額を適用することしました。指定管理協定は、5年間の基本協定を締結して、5年間の債務負担行為というものを設定しております。経済状況や賃金の上昇によって変更があった場合は、毎年度、改めて年度協定を締結しております。

E委員 5年間一律ではなくて、毎年見直していくということで理解しました。

C委員 毎年、職種間のバランスをどうするのかということについては、明確な基準は出せない状況ですが、ハローワークの市況を参考にすることは考え方の一つであると感じました。

副市長 野田市は職種別賃金を細かく設定しておりますが、ほかの自治体は、賃金条

項型といっても最低ラインを設定しているだけで、どの職種であっても同じ金額が適用されます。野田市の職種別賃金の中で、高い職種も現実的には上がっていますが、公契約条例の最低額としては、財政的に相当な負担になるということで、なかなか上げられない状況が続いております。このため、職種間の差がどんどん縮まっていることが課題で、職種を統合した年もあり、この状況は当分の間、続くものと考えております。今後、1,500円になったときに、どのように対応していけばよいか見当もつかず困難な状況です。最低賃金も公契約条例の最低額も熟練と未熟練を考慮しておりませんので、本来は考慮して設定することができればよいのですが、それを市が行うことはできないので国の方で考えていただきたいところです。

C委員 据置きというのは、逆のメッセージを発信してしまっているようにも感じられます。熟練や専門性の高い職種でも据置きということで公表すると、全体を底上げしていくという観点からすると、その価値が下がっていると捉えられかねないと危惧します。

店長のように据え置かれている職種は、今後も追い越されることになりますので、それをどのように整理していくのか考えていく必要があると思います。ハローワークの市況が妥当ということであれば一定の基準にするという考えもあり、労働者としては賃金が高い方に行きたいという思いがあり、時代とともに人気の職業は変わってくると思いますので、必ずしも逆転されることがおかしいわけではないとも思います。

副市長 ハローワークの市況についても職種によっては母数が少なく、どこまで活用できるかという面もあり、今後1,500円に向かっていく中で指標自体を考えていかなければならないと思っております。

C委員 この審議会を考えていくことは限界があって、各職種の賃金が適正であるか問われても、答えは出せないため、基本的には頂いた資料を元に考えざるを得ないと思います。そのような中で、何が指標として一番活用できるか悩んでいるような状況です。

A委員 介護支援専門員が5年間、最低額が上がっていないことが気になり、一定期間、据え置かれている職種は、一度、点検していかないといけないと思います。このような職種は、ハローワークだけではなくて違う視点からも比較して検証する必要があると思います。5年間、最低額が上がらないのは特殊な状況であると感じますので検討をお願いします。

C委員 そういった意見は大事だと思います。据え置くことについては、特に確認していかなければいけないと思います。

議長 ほかにございますか。ないようですが、据え置かれている職種の検証は、私も必要と思いますので、来年度の審議会では検討をお願いします。私は、市況の動向は大事だと考えておりますが、ハローワークの件数がどれくらいあって、どのように数値を算出しているのかなど詳細を提示していただければ、より議論が深まると思います。

今回の事務局提案については、御異議なしでよろしいでしょうか。

<異議無しの声有り>

議長 事務局案について承認します。

3 その他

議長 続きまして、その他について、事務局からお願いします。

管財課長 適切な労働条件の確保に向けた他自治体との連携について経過を御報告いたします。

5月28日の第1回公契約審議会において、近隣の我孫子市、越谷市及び草加市を訪問し、意見交換を通じて良好な関係を築きたいとしておりました件について、昨年8月21日に我孫子市、12月26日に越谷市、本年1月9日に草加市を訪問させていただきました。

いずれの自治体においても、公契約条例に係る課題を抱えておりまして、本市からの申出について、こころよくお受けいただきました。この中で出た課題といたしましては、事業者及び市担当者の事務負担の軽減、実効性の担保、複数年契約の取扱い、CCUSの活用などがございました。事業者及び市担当者の事務負担の軽減、実効性の担保及び複数年契約の取扱いにつきましては、野田市における実施内容や改善内容を共有させていただくとともに、CCUSの活用については、導入内容について参考にさせていただきました。

特に職種別賃金の設定方法につきまして、苦慮している状況があり、野田市が主張しております。国が対応すべきであるとの考えには、大体御賛同いただけたと考えております。

今後につきましては、いずれの自治体も感触が良かったことから、一堂に会した場の設定について、打診してまいりたいと考えております。

4 閉会

議長 ほかにないようですので、令和6年度第2回野田市公契約審議会を閉会します。